

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会規約(以下「規約」という。)第17条の規定に基づき、深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会(以下「協議会」という。)の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、深谷市、岡部町、川本町及び花園町(以下「1市3町」という。)の負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、協議会の承認を得なければならない。

3 会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算に係る予算書の写しを1市3町の長に送付するものとする。

(予算の補正)

第3条 会長は、前条の規定による予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の承認を得なければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の規定により補正予算が協議会の承認を得たときについて準用する。

(歳入歳出予算の区分)

第4条 歳入予算の科目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の科目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の科目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、銀行その他の金融機関にこれを預け入れる等、確実な方法で管理しなければならない。

(協議会出納員)

第 6 条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を処理する。

3 会長は、その事務の一部を協議会出納員に委任することができる。

(予算の流用及び予備費の充当)

第 7 条 予算の流用及び予備費の充当は、会長の属する市又は町の予算の例による。

(決算等)

第 8 条 会長は、毎会計年度終了後 3 か月以内に協議会の決算を調製し、規約第 16 条第 1 項の規定により委嘱を受けた監査委員の監査に付した後、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の承認を得たときは、当該決算に係る決算書の写しを 1 市 3 町の長に送付するものとする。

(収入及び支出の手続)

第 9 条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 協議会出納員は、金銭出納帳その他必要な簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 12 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 4 条関係)

歳入予算の科目の区分

科 目

款	項
1 負 担 金	1 負 担 金
2 繰 越 金	1 繰 越 金
3 諸 収 入	1 諸 収 入

別表第 2 (第 4 条関係)

歳出予算の科目の区分

科 目

款	項
1 運 営 費	1 会 議 費
	2 事 務 費
2 事 業 費	1 事 業 推 進 費
3 予 備 費	1 予 備 費